

○セクシュアル・ハラスメントをなくすために会員及び勤務者が認識すべき事項に関する指針

(制定 平成13年1月29日)

全部改正 平成14年6月11日 改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正
改正 平成27年1月28日

第1 セクシュアル・ハラスメントを防止するため弁護士会員、準会員、外国法事務弁護士特別会員(以下「弁護士会員等」という。)及び勤務者が認識すべき事項

1 意識の重要性

本会は、セクシュアル・ハラスメントを防止するためには弁護士会員等及び勤務者各自が次の事項を認識することが重要であることを確認し、積極的にそのような認識を持つことを奨励する。

- (1) 何人も、性別によらず、その人格全体と個性が尊重されるべきであること。
- (2) 職場において女性勤務者と男性勤務者は、対等な働き手であること。
- (3) 職場で他者を性的な対象としてのみ見ることが不適切であること。
- (4) 人の性別に基づき、固定的な役割分担をさせることが不適切であること。

2 基本的な心構え

弁護士会員等及び勤務者は、セクシュアル・ハラスメントを防止するため、次の事項を十分認識しなければならない。

- (1) 性的言動に対する受けとめ方には、男女間や個人間に差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要である。具体的には、次の点に注意しなければならない。
 - ア 親しさを表すつもりと言動であったとしても、行為者の意図とは関係なく相手を不快にさせる場合があること。
 - イ 不快に感じるか否かには、個人差があること。
 - ウ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測は決してしてはならないこと。
 - エ 相手と良好な人間関係ができていると勝手な思いこみは決してしてはならないこと。
- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) セクシュアル・ハラスメントであることについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

例えば、セクシュアル・ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、弁護士と司法修習生、弁護士と相談者といった力関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

- (4) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントだけに注意するのでは不十分であること。

例えば、職場の人間関係がそのまま持続する歓迎会の酒席のような場において、弁護士会員等ないし勤務者が他の勤務者にセクシュアル・ハラスメントを行うことは、職場の人間関係を損ない勤務環境を害するおそれがあることから、勤務時間外におけるセクシュアル・ハラスメントについても十分注意する

必要がある。

- (5) 勤務者間に対するセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

司法修習生、法律相談等で本会を訪問した者等、弁護士会員等や勤務者がその職務に従事する際に接することになる勤務者以外の者との関係にも注意しなければならない。

3 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

(1) 職場内外で起きやすいもの

ア 性的な内容の発言

- (ア) 身体的特徴や容姿の良し悪しなどを話題にすること。
- (イ) 性的な冗談を交わすこと。
- (ウ) 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと。
- (エ) 性的な経験や性生活について質問すること。
- (オ) 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。

イ 性的な行動

- (ア) 性的な写真や記事が載っている雑誌等を広げて読んだり、パソコンのスクリーンに卑わいな写真を映し出したりすること。
- (イ) 体を執拗に眺めること。
- (ウ) 食事やデートにしつこく誘うこと。
- (エ) 性的な内容の電話をかけたたり、性的な内容の手紙やEメールを送ること。
- (オ) 体に不必要に接触すること。
- (カ) トイレや更衣室等を覗くこと。

ウ 性別により差別しようとする意図に基づくもの

- (ア) 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でいてほしい」などと発言すること。
- (イ) 「男の子、女の子」、「おまえ、僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」、「じい、ばあ」などと他人を失礼な呼び方で呼ぶこと。
- (ウ) 不必要に「女の修習生」、「女の職員」などと、語頭に性別を付けること。
- (エ) 女性はお茶くみ、男性は外回りなどと、性別による役割分担をすること。

(2) 主に職場外において起きやすいもの

ア 性的な関係を強要すること。

イ カラオケでのデュエットを強要すること。

ウ 酒席で、女性の勤務者の座席を男性の上司の隣に指定したり、お酌やダンスを強要すること。

4 懲戒処分

- (1) 本会弁護士会員等によるセクシュアル・ハラスメントは、その態様によっ

ては、本会の秩序ないし信用を害し、行為者たる弁護士会員等の品位を失うべき非行として、懲戒事由となりうるものである。

(2) 勤務者によるセクシュアル・ハラスメントは、その態様により、本会の就業規則に基づき懲戒処分に付されることがあるものである。

第2 職場の構成員として良好な職場環境を確保するために弁護士会員等及び勤務者が認識すべき事項

1 セクシュアル・ハラスメントについて問題提起する弁護士会員等又は勤務者をいわゆるトラブル・メーカーと見たり、セクシュアル・ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片付けないこと。

職場におけるミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、良好な環境の確保のため皆で取組むことを日ごろから心掛けることが必要である。

2 職場からセクシュアル・ハラスメントの加害者や被害者を出さないようにするため、周囲に対する気配りをし、積極的に行動をとること。具体的には、次の事項に十分留意して必要な行動をとること。

(1) セクシュアル・ハラスメントが見うけられる場合は、職場の同僚として注意を促すことをためらわないこと。

(2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声を掛けて相談に乗ったり、自ら上司や相談員に相談したり、被害者に上司や相談員に相談することを促すことをためらわないこと。

第3 法律相談センター及び司法修習委員会の委員長が留意すべき事項

1 日頃から相談担当弁護士ないし指導担当弁護士に対し

セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則の趣旨を徹底させ、法律相談や司法修習の過程におけるセクシュアル・ハラスメントを未然に防止するよう留意すること。

2 セクシュアル・ハラスメントを受けたとする者がいる場合には、その者に対し苦情相談制度及び相談員の存在について適切に助言すること。

第4 セクシュアル・ハラスメントが起きた場合に被害者に求められる事項

1 基本的な心構え

セクシュアル・ハラスメントの被害を深刻にしないため、次の事項を認識しておくことが望まれる。

(1) 1人で我慢しているだけでは問題は解決しないこと。

セクシュアル・ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。

(2) セクシュアル・ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしないためには、勇気を出して行動することが求められる。セクシュアル・ハラスメントに対する行動は、他に被害者が出ることを防ぎ、かつ、良好な勤務環境の形成に資する有意義な行為であるから、本会はそのような行動を奨励し、支援する。

2 セクシュアル・ハラスメントを受けたときに望まれる対応

本会は、セクシュアル・ハラスメントを受けたと感じた者が、次の行動をとる

ことを奨励する。

- (1) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示すること。

セクシュアル・ハラスメントの行為者に対しては、当該行為が不快感を与えるものであることを行為者に知らしめるため、毅然とした態度で、相手に意思表示することが重要である。直接口頭で伝えにくい場合は、手紙や、上司や同僚等を通じて伝えるなどの手段をとることも考えられる。

- (2) 相談員等に相談する。

相談員名簿に記載された相談員の中から、相談しやすいと感じる相談員を選んで直接連絡して、相談することができる。相談員に対しては、セクシュアル・ハラスメントの内容及び望んでいる対応方法などについて、遠慮なく相談することが望まれる。相談員名簿の中に相談しやすいと感じる相談員が見当たらないときは、上司や同僚に相談してから、一緒に相談員に相談してもらうことも可能である。

なお、相談するに当たっては、セクシュアル・ハラスメントが発生した日時、内容についてメモをするなどして記録に残しておくことが望ましい。

附 則

この指針は、公示の日から施行する。

(平成13年1月29日 公示)

附 則(全部改正 平成14年6月11日)

この指針は、平成14年6月11日から施行する。

(平成14年6月11日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)

附 則(改正 平成27年1月28日)

第1条及び第4条第2項第1号の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成26年法律第29号)の施行の日から施行する。

(平成28年2月15日 公示)